

第 11 回

岩手中部水道企業団議会議定例会 議 録

平成 30 年 2 月 22 日 開会
平成 30 年 2 月 22 日 閉会

岩手中部水道企業団

第11回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成30年2月22日 (木曜日) 午後3時26分

2 閉会 平成30年2月22日 (木曜日) 午後4時47分

3 議事日程

日時 平成30年2月22日 (木曜日) 午後3時26分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告並びに施政方針

第4 現金出納検査及び定期監査の報告

第5 一般質問

第6 議案第1号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

第8 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

第9 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

第10 議案第5号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

第11 議案第6号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1番	松田	昇君	2番	高橋	修君
3番	菊池	勝君	4番	平野	明紀君
5番	若柳	良明君	6番	高橋	勤君
7番	伊藤	源康君	8番	佐藤	恵子君
9番	佐々木	純子君	10番	鷹木	嘉孝君
11番	八重樫	善勝君	12番	武田	勝君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

10番 鷹木嘉孝君 11番 八重樫善勝君

8 説明のため出席した者

企業長 高橋敏彦君

副企業長 上田東一君

” 熊谷泉君

” 及川義明君

監査委員 本田潔君

” 戸來喜美雄君

局長 菊池明敏君

総務課長 佐藤三千代君

経営企画課長 高橋誠雄君

給配水課長 高橋卓也君

工務課長 及川賀生君

浄水課長 小田島敏之君

経営企画課課長補佐 照井秋彦君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長 齋藤賢也君

花巻市市民生活部長 細川祥君

紫波町建設部長 柳澤徹君

10 職務のため議場に参加した職員

書記
(総務課課長補佐兼総務係長) 久保田幸喜君

午後 3時26分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第11回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 3時26分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

10番鷹木嘉孝議員、11番八重樫善勝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告並びに施政方針

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第11回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、平成29年度の業務報告並びに平成30年度の施政方針を申し上げます。

初めに、業務報告を申し上げます。今年度も残すところ1カ月余りとなりましたが、当企業団で実施している管路更新工事や浄水施設整備などにつきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により順調に進捗しているところであります。

まず、昨年7月の東和事業所管内の水道施設保守点検業務委託の指名競争入札に係る官製談

合防止法違反による職員の逮捕起訴事件につきまして、同年11月6日に内部監査を実施し、不正事案再発防止委員会からの助言をいただきながら、本年1月26日に監査報告及び業務改善計画書を取りまとめたところであります。

監査では、事務事業の適正化、組織体制の適正化、職員意識の適正化の3つの観点、12項目について関係職員等へのヒアリングを行い、要因分析をし、8項目の改善点を指摘したところであります。改善指摘事項につきましては業務改善計画書を策定し、不適切事務の再発防止マニュアルの整備や予定価格の事前公表の試行など、具体的な改善策及び実施時期を定めたところであります。今回策定した業務改善計画を着実に履行し、二度とこのような不祥事を起こさないよう、再発防止に努めてまいります。

次に、危機管理センター整備基本計画の策定についてであります。これまで構成市町と危機管理センターに必要な機能、規模、概算金額等の基本計画について、財政面も含め協議しておりますが、引き続き協議を行い合意形成を図ってまいります。

今後の進め方といたしましては、来年度統合による事業成果を検証するため、外部評価委員会を設置することとしておりますが、その委員会において経営評価を行いながら、構成市町と協議してまいりたいと考えております。

次に、平成30年度の施政方針を申し上げます。水道ビジョン策定から3年目を迎える平成30年度は、昨年度に引き続き水道ビジョンに掲げる実施施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成26年4月の3市町による水道事業統合から5年目を迎えるに当たり、統合による事業成果を検証するため、外部評価委員会を設置し、経営計画をもとに各事業に対する評価を行うこととしております。

さらに、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した事業の実施や、効果的な資金運用に努めるなど、引き続き経営基盤の強化を図ってまいります。

主な事務事業といたしましては、水道施設の耐震化に向けた北上川浄水場の耐震診断を実施するほか、花巻市太田地区、紫波町佐比内地区などの旧簡易水道切りかえ整備事業、そしてさらなる有収率向上のための漏水調査及び早期の漏水箇所修繕等を実施してまいります。

次に、主な建設改良事業であります。昨年度から施工に着手している古館水源導水管更新工事のほか、大明神水源更新事業、大迫中央浄水場自家発電設備設置工事などに取り組んでまいります。

また、水道水の安定供給に向け、水質等に課題のある水源を廃止するための事業として、館

山配水幹線整備事業や戸塚森配水幹線整備事業を進めてまいります。

さらに、高円万寺浄水場施設再編事業などの各施設の更新事業を実施するほか、配水管の更新につきましては3市町合わせて32カ所、延長約18キロメートルの施工を計画しており、経年管の更新を進めてまいります。

以上、平成29年度の業務報告並びに平成30年度の施政方針を申し上げましたが、当企業団といたしましても、これまでに引き続き議員各位並びに構成市町、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告及び方針に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査及び定期監査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査及び定期監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 現金出納検査及び定期監査の報告をいたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。岩手中部水道企業団水道事業会計平成29年9月から平成29年12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。平成29年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況は、おおむね良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査及び定期監査の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 5番若柳良明でございます。通告に従い、順次質問しますので、答弁についてよろしくお願ひいたします。

最初に、危機管理センター整備基本計画についてであります。これについては、10月にも質問しておりますが、本年度中に策定する予定で進めてきたものでありますので、その後の進捗状況を含め質問いたします。

1点目、危機管理センターの規模及び事業費についてであります。規模について、職員が70名程度執務できる事務室、その他会議室等でありましたが、その後の検討はどうなっているのかお尋ねをいたします。

また、総事業費は幾らと見込んでいるのかお伺いをいたします。

2点目、危機管理センターの資金計画についてであります。危機管理センターの整備についての補助はないとの答弁でありましたが、資金計画はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

3点目、危機管理センターと現事務所との機能分担についてであります。前回の答弁で70人が執務できる事務室等を整備することを考えると、危機管理センター整備により事務所を移転し、一体とするように思われましたが、現在もその考えなのかお伺いをいたします。

次に、東和、大迫事業所についてであります。

1点目、監視及び制御機能の整備状況についてお伺ひいたします。

2点目、東和、大迫事業所の運営方針についてお伺ひします。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 若柳良明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、危機管理センター整備基本計画について申し上げます。危機管理センターの施設の規模及び危機管理センターと現事務所の機能分担については、昨年10月の議会で御説明申し上げた内容から変わってございません。

危機管理センターの事業費につきましては、昨年12月に構成市町担当部課長会議を開催し、縮減に視点を置いた協議をしているところでございます。

危機管理センターの資金計画につきましては、財政シミュレーションを行いながら事業費を検討し、安定経営が可能な資金計画をつくってまいりたいと考えております。今後も引き続き基本計画の策定に当たっては、構成市町と協議を進めながら、合意形成を図ってまいります。

次に、東和、大迫事業所について申し上げます。初めに、監視及び制御機能の整備状況についてであります。東和、大迫地区の監視機能の整備状況につきましては、平成26年度から29年度に整備している携帯電話網監視装置により、各施設の状況が北上川浄水場内のサーバーに集められ、浄水課や企業団事務所のパソコンとタブレット端末での監視が可能になっております。

また、制御機能の整備状況につきましては、各施設において既に自動制御されている状況であります。

次に、東和、大迫事業所の運営方針についてであります。花巻市内の事業所につきましては、平成25年の水道事業の統合に関する協定書において、統廃合を含め見直しを行うこととしております。

統合当初、各事業所の役割は、管内水道施設の維持管理、緊急時の対応でありましたが、施設監視機能の集約化を図ること、施設管理の集中化、一元化を図り、維持管理を強化することが望ましいとの考えのもと、石鳥谷事業所については監視機能の集約化や運転管理業務委託など、条件が整ったことから、平成27年9月に廃止したところであります。

東和、大迫事業所につきましては、監視体制の整備が今年度でおおむね完了することから、引き続き花巻市と協議し、地域住民への説明も行いながら見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、何点か再質問させていただきます。

当初は、本年度中に計画を作成するというものでありましたが、進んでいないのは構成市町との協議、要するに同意が得られていない、十分に協議ができていないということだと思いますが、それは何が原因と考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 昨年の議会、10月にあったわけですが、その後12月中旬に部課長会議を開催して、1回協議をしたところでございます。その後の話になりますけれども、議会以降の話になりますが、いずれ事業全般にわたって機能、規模、経営状況も含めて、

いわゆる全般にわたって構成市町と慎重に検討しなければならないという段階でございますので、今年度中に取りまとめということで報告したかとは思いましたが、ちょっと時間を要するというところでございます。合意形成がまだされていないため、今回の報告では、年度内の報告にはちょっと難しいというふうな判断をしております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） この計画書作成については、業務委託しているのではないかとお尋ねしますが、しているかどうか。しているとすれば、契約期間あるいは契約金額等についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 議員おっしゃいますように、基本計画につきましては業務委託を発注して、一緒になって協議をしております。

この履行期間でございますが、3月20日を期限として、契約上はそういうふうになっておりました、契約金額につきましてはちょっと詳しい数字までありません。500万円程度の金額というふうになっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 3月20日ごろにできるということだけれども、計画書そのものは構成市町との協議が調わなくても問題ない内容なのでしょうか。それはしっかりと活用できる内容なのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

確かに3月20日の履行期限ということなのですが、その計画書というのは計画書案になります。素案と言ってもいいかもしれません。案ですので、まだ完成品ということではございません。これにつきましては、その後構成市町とその案でもって協議をしていくという考え方を持っております。これまでさまざまな構成市町からの意見もございますので、それらで調整をしながら成案にして持っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 素案として、それがこれから協議していくための大いに参考になるということであれば、わかりました。

それから、危機管理センターと事務所の機能分担についてでありますけれども、この前の10月の話から、その前にいずれ事務所をここに設置する際、花巻、紫波、対象地域の中心であることから、サービスが均等に行えるということで、この事務所を選定したと思っております。規約で番地も定められているわけでありましたが、事務所の移転ということに伴えば、いずれその規約も変えなければならないと思うわけでありまして、危機管理センター整備方針にも事務所を移転するという事になってくれば、そういうこともしっかりと説明して、それが広くできたからそっちに移転するとか、なし崩しの形で進めるのではなく、そういう全体像をしっかりと示しながら、了解を得て進むべきと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 素案ということでまとめさせていただきますが、その内容、10月にもお話ししましたとおり、交流会館につきましては営業の本部の拠点、そして藤沢の場所は危機管理の拠点ということで、2つの拠点ということの位置づけをさせていただきます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 2つの拠点ということでありまして、この事務所については何名体制ぐらいを今考えているのですか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 先ほど来説明しましたとおり、構成市町との協議、企業長からの報告のありましたとおり、部課長会議レベルの段階の協議になっておりますので、上の段階、首長さんまでの協議にもまだなっていない中で、なかなかお答えできるものはないというふうに思っておりますので、御了承願いたいというふうに思っております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 先ほどの報告の中で、外部評価委員会を構成していろいろ検討していくということでありましたけれども、その評価委員会を何名体制で考えているのか、どんな内容を検討していくのかについてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

外部評価委員会、平成30年度に設置をするということで考えておまして、実はこれから審議される予算の中にも、その経費については見てございます。

それで、外部評価の設置なのですが、平成30年度で企業団統合して5年目になります。それで、統合したのには意味があるわけですし、それぞれの共通した悩み、問題点があり、やっぱ

り統合したほうがいいよねということで統合した経緯があるわけですが、その統合した結果、それを検証しなければいけないだろうということでもあります。統合してから4年がたちましたので、統合前と統合後の運営面の評価をしたいと、比較検証したいというふうなことがありますし、それからもう一つは大規模な事業というのはこれまでもやってきましたし、今後も予定されているわけですが、その事後評価を二、三の事業、大きな事業を抽出いたしまして評価するとともに、今後予定されております大きな事業の事前評価もする考えを持ってございます。もちろん運営面ということで、当然経営の状況も見ることになりますし、施設というか、ハード面につきましては耐震化の状況とか、そういったものが統合前は弱かったわけでございますので、そういった施設の耐震化の状況はどうなのかといった等々の評価をしていただくということになります。

外部評価の委員につきましては、8名以内ということで考えてございます。

以上で終わります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 8名で経営面、運営面の事業評価ということですが、先ほど話に出している、話題になっている危機管理センターの基本計画等についての関連はあるのですか、ないのですか、そこを明確にしてください。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 大変失礼いたしました。当然危機管理センター、先ほど大規模な事業と言いましたが、やはり概算事業費はまだお答えできないというふうに申し上げましたけれども、当然相当の額になるだろうというふうには思っておりますので、それは外部事業評価の一つの事業というふうに捉えて、そこで評価してもらう考えでございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 外部評価と言いますけれども、どういう事業をこういう視点から評価するのだということをしつかりした要綱なりそういうものを定めるべきだと思し、その際は全員協議会等を開いて、委員はこういう方ですとか、こういう内容でありますとか説明してもらわないと、わかりにくいと思います。

いずれ水道の関係者ということになりますでしょうから、やはり企業団の連絡のとれるところ、結局は企業団の意向に沿っていい方向に導かれるのではないかという不安があります。そういうことが少しでもないようにするためにも、透明性を明らかにして、そしてこういう内容なのだ、こういう視点から評価するのだという実施要綱みたいなもの、そしてどういうメン

バーだというようなものについては全員協議会等を開いて説明してから行ってほしいと思いますが、その点についての所見をお伺いします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、外部評価の設置の目的というのは、透明性を確保するというところでございますので、やはり議員おっしゃいますとおり要綱を含め、あるいは構成員を含め、全員協議会を開きまして、議員の皆様にご説明した上で進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 続いて、東和、大迫事業所の関連について質問したいと思います。

確かに水道事業の統合に関する協定書において、統廃合を含め見直しを行うという記載があります。しかし、例えば大迫なんかの場合、老朽化した浄水施設が10カ所もあるというようなことで、結構トラブル等も多いようでありまして、漏水もあるようであります。この辺のトラブルの件数なり漏水の件数というのは記録があると思っておりますけれども、今答えられるかどうかわかりませんが、どの程度あるのか。特に大迫なんか10カ所もあるわけでありまして、相当数になっているものと思っておりますが、データがありましたら、大迫等の漏水あるいはそういうトラブル、不具合の関係についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 故障等のトラブルの件数というお話でしたが、管路の事故で言いますと、大迫の分では全体の5%から10%程度、年間七、八百件ございますので、そのぐらいの割合の件数と記憶しております。

あと浄水施設に関しましては、確かに老朽化してきておりますので、トラブルはありますが、基本的に水道施設は重要な機械は二重化されておりますので、片方が故障しても予備機のほうに切りかえが可能ですので、今まで緊急の事態ということは発生していないという状況でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 先ほどの説明の中で、東和事業所については住民説明会などを行いつつながら了解を得て、事務所は廃止する方向だということ、あるいは廃止するというふうに明確に書いてあるわけでありまして、事務所の運営費等について30年度については予算措置しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 事業所の場所を花巻市の東和支所の一部をお借りしているわけですが、その光熱費等の部分については3条予算には置いていませんが、電話であるとか印刷機であるとかの事務部分については載せております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） ということは、事務所の電話機なりそういうものは予算化しているけれども、事務所そのものの置く場所の借上料については予算措置していないということですか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 予算の話ですが、私のほうから説明申し上げますが、東和事業所については、当初予算、いずれこういう流動的な状況でございますので、使用料として予算措置しております。計上しております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 予算措置しているということであれば問題ないと思いますけれども、いずれにしても説明のほうは廃止する方向で検討する、住民に説明してということですがけれども、ちょっとそこが疑問だったわけでありますから、質問しました。そういう措置しているのであれば、問題ないかと思えます。いずれ市民も、我々にも親切にそこら辺、疑問のないように説明をし、了解を得たら進むという方向にしてほしいと思えます。

それから、大迫の部分ですが、浄水場は本当に小規模いろいろな手数のかかる老朽化した施設があるわけでありますから、いろいろな形のトラブルが発生するわけでありますが、事業所については即廃止なんていうのは大変なことだと思います。その辺をぜひ検討願って、緊急時に10分、20分たてばあるいは現場に行けるといってもいいかもしれませんが、その10分、20分のところで大変な被害が広がったりなんかするものですから、その点を考えて、すぐに廃止するというのではないようでありますけれども、そこを慎重に考えてほしいと思えます。そのことを伝えて終わります。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 先ほど危機管理センターの件で業務委託の関係でおおよその額を申し上げましたが、正式には518万4,000円ということで契約をしてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（武田 勝君） 以上で、5番若柳良明議員の質問を終結いたします。

日程第6 議案第1号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第6、議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、厚生労働省に水道事業の変更認可を提出するに当たり、計画期間内の水需要を算定した結果、給水人口及び1日最大給水量の減少が見込まれたことから、改正しようとするものであります。

なお、施行日は平成30年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 計画給水人口、また1日の最大給水量を今よりも見直して少なくするという内容ですけれども、ちょっと1点確認したいのが、ちょっとこの目的というか、これによってどういう効果があるのかということがちょっと理解できていない部分がありますので、質問の内容が通じるかどうかあれですけれども、これが現在の企業団のほうで管理をされております水利権との関係と申しますか、今後更新等々が出てくる部分もあるのだろうというふうに思いますけれども、そうした企業団で今持っている、管理されている水利権の余裕とか、そういうこととの関連性があるものなのかどうなのかというあたりをちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 今回の条例改正の目的でございますが、水道事業の厚生労働大臣の認可を、今事業の内容を変更するために変更認可の申請をするわけですが、その変更内容は、紫波町にある大明神浄水場の浄水方法を変更すると。今塩素滅菌処理だけだったものを緩速ろ過方式に浄水方式を変更するというので、変更認可を受けなければならないという状況です。そのためには給水人口なり給水量の見通しを申請書の中に記載しなければならないので、改めて人口推計をやり直したというところで、若干統合当時の認可の内容から減るという

見通しでございます。

ただ、水利権のほうは、現在の水利権の許可が平成36年度までの許可になっておりますので、今のところそれはそのままの状態、認可のほうだけ変更するという状況でございます。

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第2号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第2号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について提案の理由を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。初めに、予算第2条、業務の予定量について申し上げます。給水戸数は8万9,700戸を予定しており、前年度当初予算と比較して800戸の増加を見込んでおります。年間総配水量は2,437万8,402立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して10万9,367立方メートルの減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業を1億7,457万円、配水及び給水施設整備事業を5億2,007万5,000円、水道広域化促進事業を50億4,166万8,000円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益を62億8,545万1,000円、水道事業費を60億5,225万9,000円としております。

21ページ以降の予算事項別明細書に詳細を記載しておりますので、21ページをお開き願います。水道事業収益のうち、給水収益は49億8,904万1,000円であり、水道事業収益の79.4%を占めております。

22ページをお開き願います。水道事業費では、原水及び浄水費として施設の維持管理費等を計上しておりますが、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託、北上川浄水場耐震診断業務委託のほか、修繕費や動力費をそれぞれ計上しております。

23ページの配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託等のほか、24ページをお開きいただきまして、工事請負費に花巻市太田地区、紫波町佐比内地区の旧簡易水道配水管廃止等の経費を計上しております。業務費には、委託料の料金徴収業務委託等のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。総係費には、主なものといたしまして、退職手当負担金に岩手県市町村総合事務組合負担金、25ページに移りまして、報償費には統合による事業成果を検証することを目的に新たに設置する外部評価委員会の報酬等の経費をそれぞれ計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、ここに記載したとおりであります。

1ページにお戻り願います。予算第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を41億797万5,000円、2ページをお開きいただきまして、資本的支出を74億2,639万7,000円としております。

26ページ以降に詳細を記載しておりますので、26ページをお開き願います。資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債15億3,210万円、構成市町出資金8億2,886万7,000円、国庫補助金15億5,019万8,000円であります。

27ページの資本的支出であります。建設改良費のうち原水及び浄水施設整備費では、片寄配水池小水力発電詳細設計業務委託のほか、大迫中央浄水場自家発電設備設置工事等を施行しようとするものであります。

配水及び給水施設整備費では、花巻市太田の桔梗田地内配水管布設工事、前年度に引き続き豊沢橋配水管添架工事のほか、水道管移設補償工事等を施行しようとするものであります。

水道広域化促進事業費では、高円万寺浄水場施設再編事業、館山配水幹線整備事業、戸塚森配水幹線整備事業、大明神水源更新事業、古館水源導水管更新工事のほか、老朽管や経年施設の更新、広域ループ管の整備等を施行しようとするものであります。

営業設備費には、公用車ほか水質検査機器等の取得費を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、ここに掲載しているとおりであります。

以上の結果、1ページの予算第4条にお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は33億1,842万2,000円ありますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億8,818万3,000円と過年度分損益勘定留保資金30億3,023万9,000円で補填

しようとするものであります。

2 ページをお開き願います。予算第 5 条、債務負担行為であります。紫波町上水道施設運
転維持管理業務委託、高円万寺浄水場緩速ろ過調整池更新工事、高円万寺浄水場監視制御設備
更新工事、高円万寺浄水場脱水機更新工事、大明神浄水場築造工事及び大明神浄水場プラント
電気機械設備工事の 6 件につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

予算 6 条、企業債であります。配水整備及び浄水設備事業として 15 億 3,210 万円を限度額
とするものであります。

3 ページの予算第 7 条、一時借入金であります。5 億円を限度額とするものであります。

予算第 8 条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第 9 条に定める経費であ
ります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用ができるとするものであります。

予算第 9 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与
費及び交際費につきまして、それぞれ記載しております。

なお、職員給与費につきましては、9 ページ以降の職員給与費明細書のとおりであります。

予算第 10 条、構成市町からの補助金につきましては、1,895 万 4,000 円とし、国が定める繰り
出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に対する繰り出し額を記載してあり
ます。

予算第 11 条、棚卸資産購入限度額につきましては、7,462 万 7,000 円とし、修理用資材及び水
道メーターの購入に充てるものであります。

以上、平成 30 年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案
のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。2 番高橋 修議
員。

○2 番（高橋 修君） 1 点伺いますが、1 ページの第 2 条の（1）、予定量のところですが、
給水戸数ですが、これは 2 市 1 町の戸数を単純に合算したものでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この給水戸数ですけれども、構成団体の給水戸数、これを合
算したものでございます。

○議長（武田 勝君） 2 番高橋 修議員。

○2 番（高橋 修君） ということは、空き家は入っていないということですか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 具体的には、給水栓数といえますか、水道があっても使っていないものは閉栓してしましますが、開栓しているその戸数を集計して給水戸数として記載したものでございます。

○議長（武田 勝君） 1番、松田 昇議員。

○1番（松田 昇君） お教をいただきたいのですけれども、14ページですが、1点目は資産の部でございます。（3）、投資その他の資産、投資有価証券ですが、39億206万2,000円ですか、この種類と、この積み立ては変動していくのかどうかということをお尋ねいたします。

それから、2点目ですが、15ページで資本の部です。7の剰余金、（2）の利益剰余金ですが、イの減債積立金20億7,279万円であります、こういった性格のものなのかということ。また、これを過去には取り崩したことがあるのかどうか。もし取り崩したというのであれば、こういったわけであったのかをお尋ねいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 投資有価証券につきましては、おおむね40億ぐらいを現時点で国債等に投資しておりますが、大体この水準で近年来ておりますので、このぐらいの水準であろうと予測しております。

それから、減債積立金につきましては、これは剰余金を処分した先ということでございまして、統合してからこれを取り崩したことはございません。

○議長（武田 勝君） 1番松田 昇議員。

○1番（松田 昇君） 14ページの投資有価証券でございますけれども、保有する根拠といえますか、ちょっと理屈っぽくなりますけれども、理由といえますか、それをひとつお知らせください。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） これにつきましては、現金留保資金としてあるものを将来投資に向けて留保しているわけですが、現在高として現金留保資金がある部分については有効活用として利息収入を生み出そうということで、資金を利用しているというところです。

○議長（武田 勝君） 11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） ちょっと基本知識が乏しいので、もし間違った質問したら御指摘をいただきたいと思います。

まず、ここ数年間監査意見をずっと見てみましたら、いろいろな書き方あると思うのですが、

人口減少、これはどこの市町村でもそのとおりでございます。それから、節水の風潮が、機器の進展にもよると思いますが、そういったことで給水の総量が落ちているということは、これは事実でありまして、新年度、30年度予算に対応するに当たって、漫然と昨年度比率とかそういったものでなくて、集中と選択とか、めりとか張りとかがあるべきだと私は思っています。

21ページ以降、明細書等あって、大体見ていくとこういう費目にこれだけお金がかかるのだなどありますが、このめりと張りはどの辺にあらわれているのかをお伺いしたい。ちょっと漠然としているので、ここをやっていくのだよと、それで水の供給が減っているのに対応するというような回答になるかどうか、そういったこともこの予算では聞いていいのではないかなと思いますので、それが1点。

それから、先ほど出ましたけれども、給水人口といいますか、それが出ていましたけれども、3市町、およそ22万の数値が上がってございましたけれども、当企業団では水道台帳に基づく人口というものというふうにはお答えになりませんでしたので、水道台帳そのものは当企業団にあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） お答えします。

めり張りという部分で、どこに見えてくるかというのはなかなか難しいところではありますが、漏水修繕の部分でかなりお金をかけていまして、これは今700件以上の件数を年間漏水修繕しておりまして、その結果によりまして平成29年、今年度につきましてはかなりの有収率の伸びを期待しております。そういう効率性を上げるところに一番重点を置かなければ、会計としてなかなか成り立っていかないという部分がございますので、そこら辺に非常に注力している部分と、あとは投資の部分であります。例えば大明神水源ですとか、これから予定していく小又水源ですとか、そういう部分については非常に研究を重ねながら、事業計画当初ではこの方式で行こうとやっていたものを変更しまして、もっとイニシャルの安い、そしてランニングのかからない、そういう方式にどんどん、どんどん変更しようとしている結果で、この投資事業ができ上がっているという御理解をいただければと思います。

それから、水道台帳ということですが、水道台帳そのものは水道事業にはございまして、給水台帳というのはございまして、給水台帳というのは供給している戸数はわかりますが、そこでこの世帯に何人いるかというのは把握はできておりませんので、人口については全体の人口で推計をしていくということになります。実際に減ってきている状況はそのとおりでございます。また水量につきましては議員おっしゃるとおり節水機器の普及によりまして、一貫

して水量は減っている状態にあります。これは、今後もずっと続く傾向だと考えております。

○議長（武田 勝君） 11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） 水道台帳イコール給水台帳とこちらで承知してよろしいのかどうかということであります。

それから、これは私の思い違いかもしれませんが、厚労省では2020年度に水道台帳の作成を義務づけるというふうな記事があるのですが、この義務づけにかかわって、この予算案のそもそもの根底に人口があつたり件数があつたりしているわけですから、水道台帳なり給水台帳がどういったものかということをお聞きしたいと思っております。いわゆる厚労省が義務づける水道台帳というものは、当企業団で局長お答えの給水台帳とイコールなのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 厚労省が今水道法改正、一回先送りになりましたが、その中でうたっている水道台帳というのは、施設台帳のことでありまして、施設台帳というのは浄水場であったり、水道の施設、それから管路図を含めた管路台帳、そのことを言っております、持っている資産をきっちりと把握せよということでありまして、現在企業団ではどちらもしっかり持っておりますので、それがおっしゃられる水道台帳ということになります。それと給水台帳はまた別ということになります。

○議長（武田 勝君） 11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） 安心いたしました。それで、管を布設した年度にもよりますが、今管の補修を追いかけながらやっているわけですね。何ぼやっても、追いかけても追いかけても管を補修していくということについては莫大なお金がかかって、予算化もしているわけなのですが、普通40年ぐらい法定の年数があるというふうには伺っておりますが、それに間違いがないか、まず1つ。

それで、その40年を越す管を今当企業団はどれだけ抱えて、それにこの予算案は対応しているのかどうか。対応していないとすれば、どういったことをすればいいのか、何%ぐらいなのか。ちょっと意地悪い質問になりますが、教えていただけませんか。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） まず、耐用年数につきましては、水道管は法定耐用年数が40年と決まっておりますが、現実を申しますと40年全然もたない管もありますし、例えば鋼管とか塩ビ管なんかはなかなかそこまではもたない。それから、鑄鉄管につきましては、条件がよければも

つともつ管もありまして、今企業団では危ない管、要するに漏水が多発している管をできるだけ特定して、それを優先順位を上げて、今まで漏水履歴がないものについてはできるだけ長寿命化して、先送りというわけではなくて、根拠のある先送りをしながら、集中的に老朽管を更新していこうということで考えております。それでもって毎年度の予算をこれぐらいやっていたら、老朽化した部分の管が更新できていくのではないかとこの予算にしております。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 老朽化した管がどのくらいあるかという御質問だったと思いますが、平成28年度のデータですが、当企業団の管路で法定耐用年数を超えている管の割合が3.55%で、全国平均値が16.17%ですので、それに比べれば低いという状況ではあると。いずれこれからも老朽管の更新については積極的に取り組んでいくという考えでございます。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更
及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について

○議長（武田 勝君） 日程第8、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第3号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について、提案の理由を申し上げます。

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配属されなくなることか

ら、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くこと及びこのことに伴う同組合同規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について、提案の理由を申し上げます。

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことの協議について、地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

日程第11 議案第6号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（武田 勝君） 日程第10、議案第5号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について、日程第11、議案第6号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についての2件を一括議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、戸來喜美雄監査委員の退席を求めます。

暫時休憩します。

午後 4時40分 休憩

午後 4時41分 再開

○議長（武田 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 議案第5号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について。

次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選出することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求める。

住所、花巻市桜木町1丁目32番地、氏名、戸來喜美雄。生年月日、昭和25年2月12日生まれ。平成30年2月22日提出、岩手中部水道企業団企業長、北上市長、高橋敏彦。

議案第6号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について。

次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求める。

住所、北上市上野町5丁目24番22号。氏名、高橋守。生年月日、昭和27年10月18日生まれ。

平成30年2月22日提出、岩手中部水道企業団企業長、北上市長、高橋敏彦。

○議長（武田 勝君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） ただいま上程となりました議案第5号及び議案第6号の岩手中部水道企業団監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

監査委員は、企業団規約第11条第1項において2人と定められており、同条第1項第3号において任期を4年と定めております。現職の2人の任期が平成30年3月31日をもって満了することとなることから、提案のとおり2人を選任しようとするものであります。

議案第5号で提案します戸來喜美雄氏は、昭和44年に花巻市役所に採用され、会計課長、農林課長、総務課長を歴任し、平成22年に農林水産部長を最後に退職され、現在花巻市監査委員、当企業団の監査委員として在職しております。

また、議案第6号で提案します高橋守氏は、昭和50年に北上市役所に採用され、都市計画課長、政策企画課長を歴任し、平成25年に教育次長を最後に退職され、その後社会福祉法人北上社会福祉協議会常務理事兼事務局長、社会福祉法人いわて共生会理事等を経まして、現在社会福祉法人清智会の監事をされております。

両者とも長年にわたって培われた豊かな行政経験と、人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

これより議案第5号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

これより議案第6号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

戸來喜美雄監査委員の除斥を解きます。

暫時休憩いたします。

午後 4時46分 休憩

午後 4時47分 再開

○議長（武田 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第11回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

岩手中部水道企業団議会議員

岩手中部水道企業団議会議員